

令和7年度東近江市集団指導

# 地域密着型サービスの利用制限 及び区域外指定について

共通

東近江市福祉部長寿福祉課

# 地域密着型サービスの利用制限及び区域外指定について

## 【利用制限とは？】

地域密着型サービスは、原則としてその事業所が所在する市町村の被保険者のみが利用できるサービスです。本市では、「東近江市地域密着型サービスの区域外指定の同意及び利用制限に関する要綱」に基づき、サービスの適正な運営と地域の介護資源の保護を目的としたルールを定めています。

## 【本市における利用制限の期間要件】

東近江市へ転入した被保険者が市内の地域密着型サービスを利用する場合、サービス種別に応じて居住期間要件が設定されています。事業者は、この期間要件を満たしていない被保険者と利用契約を締結してはなりません。



# 地域密着型サービスの利用制限及び区域外指定について

【サービスごとの期間要件は以下のとおりです。】

| 対象となる地域密着型サービス種別                                                                                              | 必要な経過期間               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域密着型通所介護</li><li>・ 認知症対応型通所介護</li><li>・ 小規模多機能型居宅介護</li></ul>        | 転入後、被保険者が3月を経過していること。 |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li><li>・ 地域密着型介護福祉施設入所者生活介護（地域密着型特養）</li></ul> | 転入後、被保険者が1年を経過していること。 |

# 地域密着型サービスの利用制限及び区域外指定について

## 【利用申込みがあった場合は？】

- ・被保険者等からの聞き取りにより、居住及び転入の実態について確認すること。
- ・特別な事情があると認める場合を除き、サービスが利用できない旨と、他の居宅サービス等を利用できる旨を説明する必要があります。
- ・期間経過後に空きが出た場合等、利用可能となった際には申込者に連絡する措置が求められます。



# 地域密着型サービスの利用制限及び区域外指定について

## 【事前届出と特例の適用】

サービスの利用が必要であると事業者及び市長が認める「特別の事情」がある場合は、例外としてサービスの利用が可能です。

上記、特例を適用する場合、事業者は利用者との契約締結前に以下の書類を市に提出する必要があります。

（提出前又は提出時に長寿福祉課へ事前相談をお願いします。）

### ※提出が必要な書類

- ・ サービス利用事前届出書（様式第1号）
- ・ 理由書（様式第2号）
- ・ 居宅サービス計画、支援経過記録

# 地域密着型サービスの利用制限及び区域外指定について

## 【他市町村の被保険者受け入れ（区域外指定）について】

東近江市内の事業所が他市町村の被保険者を受け入れる場合、前述の「利用制限の特例手続き（事前届出・理由書の提出）」を行うだけでなく、保険者間の「区域外指定」に関する手続きを行う必要があります。

他市町村の被保険者が東近江市内の地域密着型サービスを利用するためには、あらかじめ「被保険者の住所地の市町村」による「指定」と、事業所所在市町村の「同意」が必要です。

※まずは区域外指定による地域密着型サービスの利用を検討する段階で、必ず事業所所在市町村と保険者双方に事前の相談・連絡を行ってください。